マンション劣化診断調査費助成

大規模修繕を実施するための劣化診断調査の費用を助成します

助成金の交付申請要件

※助成決定前に診断業務を開始した場合は助成できません。
実績報告時に契約書の写しで開始日を確認いたします。

⑴　分譲マンションの管理組合
　ア　延べ面積の2分の1以上が居住用であること。
　イ　管理組合が適正に運営されていること。
　ウ　管理規約が整備されていること。
　エ　劣化診断の実施及びその経費について、管理組合の総会又は臨時総会により決議されていること。
　オ　建築後5年以上経過しているマンションであること。
　カ　今回の経費について文京区又は他の公共団体から助成金等の交付を受けていないこと。
　キ　10 年以内にこの助成金の交付を受けていないこと。

⑵　賃貸マンションを所有する個人
　ア　延べ面積の2分の1以上が居住用であること。
　イ　全室を個人（個人のみの共有名義可。）が所有していること。
　ウ　住民税を滞納していないこと。
　エ　建築後5年以上経過しているマンションであること。
　オ　今回の経費について文京区又は他の公共団体から助成金等の交付を受けていないこと。
　カ　10 年以内にこの助成金の交付を受けていないこと。

助成金の交付対象

⑴　外壁、内壁、天井、床等の住宅本体に関する調査
⑵　手すり、扉、階段、配管等の鉄製品に関する調査
⑶　屋上又は屋根、バルコニー、外部廊下等の防水に関する調査
⑷　給水管及び配水管（高架水槽、受水槽等を含む。）に関する調査
⑸　電気、ガス、通信、エレベーター等の設備に関する調査
⑹　その他、区長が適当と認める調査

※住宅部分とそれ以外の用途に供する部分が併存する場合は、住宅部分の劣化診断のみを助成対象とします。

※建物の一部に公的住宅が併存する分譲マンションの場合、住宅部分の延べ面積の2分の1以上が公的住宅であるときは、当該建物に係る劣化診断の全部を助成対象外とします。また、住宅部分の延べ面積の2分の1未満が公的住宅であるときは、公的住宅を除く住宅部分に係る劣化診断のみを助成対象とします。

助成金額

税抜き調査費の 50%（1,000 円未満切捨て・上限 50 万円）

【お問い合わせ先】〒112-8555 文京区春日 1－16－21
（文京シビックセンター18階北側）
文京区　都市計画部　住環境課　管理担当
TEL５８０３－１３７４（ダイヤルイン）

詳細は区 HP へ

申請等の流れ

1 申請　※劣化診断を開始する３週間前までに、申請書を住環境課へ提出してください。
ただし、年末年始及び大型連休等を含む場合は４週間前までに提出してください。

2 助成決定　審査を行い、結果を書面でお知らせします。

3 調査実施、報告書提出　※調査終了から２か月以内に、実績報告書を提出してください。
実績報告書の最終提出期限は、２月 10 日です。

4 助成金額確定　審査を行い、内容が適正な場合は、助成金額を書面でお知らせします。

5 交付請求　※助成金額確定通知後１か月以内に、「助成金交付請求書兼口座振替依頼書」を提出してください。
「助成金交付請求書兼口座振替依頼書」の最終提出期限は、３月 10 日です。

6 助成金の交付

提出書類	**１　劣化診断調査開始前（申請時）** ※(1)～(5)は全員提出、(6)～(9)は申請者が管理組合である場合のみ提出、(10)～(12)は申請者が所有者である場合のみ提出。
	(1) 文京区マンション劣化診断調査費助成金交付申請書 （別記様式第1号） (2) マンションの配置図 (3) 劣化診断の項目等内容が把握できる書類の写し (4) 経費の内訳が確認できる見積書の写し (5) マンションの検査済証又は確認済証の写し (6) 管理規約の写し (7) 直近の総会で決議された予算書及び決算書の写し並びに決議の際の議事録の写し (8) 劣化診断の実施及び経費を決議した際の総会の議案及び議事録の写し (9) 現在の理事長が確認できる書類の写し (10) 住民税納税証明書 (11) 建物の登記事項証明書(発行後3月以内のものに限る。) (12) 建物が共有名義の場合にあっては、申請者以外の所有者全員の承諾書 (13) その他区長が必要があると認める書類
	２　劣化診断調査終了後（実績報告時） **※実績報告書類は、調査終了後２カ月以内にご提出ください。** **また、最終提出期限は２月１０日です。**
	(1) 文京区マンション劣化診断調査費助成実績報告書 （別記様式第7号） (2) 助成決定を受けた劣化診断に係る契約書の写し(契約年月日、件名、契約金額、契約期間、発注者及び受託者双方の所在地、名称及び代表者名の記載並びに押印があるもの。) (3) 助成対象経費に係る領収書の写し (4) 調査報告書の写し (5) 助成決定以降に理事長変更があった場合にあっては、変更が確認できる書類の写し

次のいずれかに該当するときは、助成を取り消すことがあります。

- 虚偽その他不正な手段により助成決定を受けたとき。
- 助成決定を受けた後、正当な理由なく3月を経過しても劣化診断に着手しなかったとき。
- 劣化診断完了の確認の結果、申請内容に適合していないと認めたとき。
- 助成金の交付前に他人に譲渡、転貸又は住宅以外の用途に供したとき。
- 劣化診断の内容の変更等に際し、変更届の提出がないとき。
- 要綱その他法令に基づく区長の命令に違反したとき。

R8.4.1